政　令

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十八号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年八月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十九条第一項第一号、第八十一条第十一項、第八十六条第一項、第八十八条第一項、第九十条、第九十五条第一項、第百三条第一項第一号、第百八条第一項第一号及び第三号並びに第百二十七条並びに同法第九十条の規定により読み替えて適用する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十三条第二項、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の七第一項及び第九十二条、都市計画法第八十七条の三第一項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十三条、第三十五条第一項第二号及び第三十六条、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条中「第七十四条第四号」を「第百十九条第四号」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十一条中「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の十三条を加える。

（居住誘導区域を定めない区域）

第二十二条　法第八十一条第十一項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

（都市計画の決定等の提案をすることができる特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件）

第二十三条　法第八十六条第一項の政令で定める戸数は、二十戸とする。

（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

第二十四条　法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2　法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第二十五条　法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為

二　前号の住宅等の新築

三　建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

（建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十六条　法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第三十四条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（特定開発行為に係る住宅の戸数等の要件）

第二十七条　法第九十条の政令で定める戸数は、三戸とする。

2　法第九十条の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

（技術的読替え）

第二十八条　法第九十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える都市計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条	前条
第三十四条第十号	建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設	住宅等（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。第十三号において同じ。）の建築
第三十四条第十二号及び第十四号	市街化を	住宅地化を
	市街化区域内	居住調整地域外
第三十四条第十三号	区域区分	居住調整地域
	居住若しくは業務	居住
	建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する	住宅等を建築する
第四十三条第一項ただし書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設	特定建築等行為（同条に規定する特定建築等行為をいう。以下この条において同じ。）
第四十三条第一項第一号、第二号及び第四号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設	特定建築等行為